作成例

土砂災害に関する避難確保計画

　　　施設名称

 2018年9月　作成

「○○○○（施設名）」における土砂災害に関する避難確保計画

目次

１．計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１

２．計画の適用範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１

３．防災体制に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２

　　（1）各班の任務と組織 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２

　　（2）事前対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３

　　（3）情報収集及び伝達 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４

４．避難誘導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５

（1）避難場所 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５

　　（2）避難基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５

　　（3）避難方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５

　　（4）避難経路 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ６

　　（5）施設周辺や避難経路の点検 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ６

　　（6）避難の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ６

５．避難の確保を図るための施設の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・Ｐ６

６．防災教育及び訓練の実施に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ７

別紙１　指定緊急避難場所への避難経路図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ８

別紙２　施設館内の避難経路図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ９

別紙３　避難確保計画チェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ10

１．計画の目的

　　この計画は、土砂災害防止法第８条の２に基づき、「○○○○（施設名）」近隣で土砂災害の発生または発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、土砂災害から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

２．計画の適用範囲

　　この計画は、「○○○○（施設名）」に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

施設の状況

|  |
| --- |
| 施設内の人数 |
| 施設職員（日中） | 施設職員（夜間） | 施設職員（休日） |
| （人） | （人） | （人） |
| 利用者（日中） | 利用者（夜間） | 利用者（休日） |
| （人） | （人） | （人） |

３．防災体制に関する事項

（1）各班の任務と組織

|  |  |
| --- | --- |
| 指揮班（総務班） | 施設管理者を支援し、各班へ必要な事項を指示する。 |
| 情報収集班 | テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用した積極的な情報収集、がけ崩れ等の前兆現象の把握や被害情報などを収集し、指揮班、避難誘導班に必要事項を報告・伝達する。 |
| 避難誘導班 | 高齢者等避難の情報が発令された場合、がけ崩れ等の前兆現象などを発見した場合に、利用者等を安全な場所へ避難誘導する。 |

ア　職員の役割分担（例）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 各　班 | 昼　間 | 夜　間 |
| 指揮班（総務班） | 班長 |  | 班長 |  |
| 副班長 |  | 副班長 |  |
| 班員 |  | 班員 |  |
| 班員 |  | 班員 |  |
| 班員 |  | 班員 |  |
| 班員 |  | 班員 |  |
| 情報収集班 | 班員 |  | 班員 |  |
| 副班長 |  | 副班長 |  |
| 班員 |  | 班員 |  |
| 班員 |  | 班員 |  |
| 班員 |  | 班員 |  |
| 班員 |  | 班員 |  |
| 避難誘導班 | 班長 |  | 班長 |  |
| 副班長 |  | 副班長 |  |
| 班員 |  | 班員 |  |
| 班員 |  | 班員 |  |
| 班員 |  | 班員 |  |
| 班員 |  | 班員 |  |

　※　学校等の施設で夜間対応が無い場合は日中の役割分担を作成して下さい。

　　　土砂災害のおそれのある時の施設職員の役割分担や、勤務時間内外の参集基準を定めておくことが必要です。

　　　的確な情報収集・伝達、そして迅速な避難行動ができるように、誰が何をするのかを明確にし、必要な業務を実施できる人員を確保しておくことが重要です。

　　イ　参集基準（例）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 判断基準 | 主な業務内容 | 対応者 |
| 参集準備 | ・台風の接近が予想される場合・大雨警報が予想される場合 | ・気象情報等の情報収集 | ・施設職員全員 |
| 応援当番職員参集 | ・大雨警報が発表された場合 | ・気象情報等の情報収集・避難準備 | ・防災当番施設職員 |
| 全職員参集 | ・土砂災害警戒情報が発表された場合・高齢者等避難、避難指示が発令された場合 | ・気象情報等の情報収集・関係行政機関等への連絡・通報・避難誘導 | ・施設職員全員 |

　ウ　関係機関緊急連絡先（例）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 機関名 | 電　話 | メールアドレス | 備　考 |
| 行政機関 | 危機管理課 | 0537-21-1131 | kotu-bosai@city.kakegawa.shizuoka.jp |  |
| ○○○○課 | 0537-21- |  |  |
| 掛川市中央消防署 | 0537-21-0119 |  |  |
| 掛川警察署 |  |  |  |
| 協力機関 | ○○自主防災会 |  |  |  |
| ○○病院 |  |  |  |
| ○○施設 |  |  |  |
|  |  |  |  |
| ライフライン | 中部電力掛川営業所 |  |  |  |
| ○○ガス会社 |  |  |  |
| 水道課 |  |  |  |
| 電話会社 |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（2）事前対策（例）

　　台風の接近など、あらかじめ土砂災害の危険性が高まることが予想される場合には、夜間当直施設職員の増員やデイサービスの中止などを検討するとともに、各施設職員の役割分担を再確認する。

（3）情報収集及び伝達

　　情報収集班は、気象情報、気象警報、避難指示等の情報について、次表に示す方法により、情報を収集し、指揮班、避難誘導班および利用者等へ必要事項を報告・連絡する。

また、がけ崩れ等の前兆現象や被災時の被害状況などの情報を入手した場合は、速やかに市役所危機管理課（0537-21-1131）・消防署等へ通報する。

　　ア　情報収集

・収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 収集する情報 | 収集方法 |
| 気象情報 | □　テレビ(データ放送含む)　□　ラジオ□　インターネット（気象庁等のホームページ）　　　□　携帯電話 |
| 土砂災害警戒情報 | □　テレビ　　　　　　　□　ラジオ□　インターネット（情報提供機関のホームページ）　　　□　携帯電話 |
| 避難指示等の避難情報 | □　テレビ(データ放送含む)　□　ラジオ□　防災行政無線　　　　□　インターネット□　掛川市防災メールマガジン□　その他（　　　　　　　　　　　） |

　　　・停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話等を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

・提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の状況、斜面に危険な兆候がないか等、施設内から確認を行う。

イ　情報伝達の内容・連絡先（例）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 報告対象情報 | 担当者 | 伝達手段 | 報告先 |
| 前兆現象 | 情報収集班 | ＦＡＸ | 危機管理課・消防等 |
| 被害情報 | 情報収集班 | ＦＡＸ | 危機管理課・消防等 |
| 避難の準備等について | 避難誘導班 | 館内放送・口頭 | 児童・生徒・利用者など |
| ＦＡＸ | 危機管理課・消防・担当課 |
| 避難の開始について | 避難誘導班 | 館内放送・口頭 | 児童・生徒・利用者など |
| ＦＡＸ | 危機管理課・消防・担当課 |

４．避難誘導

（1）避難場所

　　ア　土砂災害における避難場所は「○○○○（指定緊急避難場所）」とする。

　　イ　ただし、「○○○○（指定緊急避難場所）」まで、立ち退き避難が困難な場合は、近隣の「待機場所□□□□」に待機する。

立ち退き避難が危険な場合は、施設の○○室へ避難誘導する。

（2）避難基準

　　ア　市役所等からの情報に基づく判断

次の気象情報の発表や避難指示があった場合に、避難等を開始する。

|  |  |
| --- | --- |
| 避難開始基準 | 高齢者等避難の発令 |

イ　自主避難の判断

　次に示すような土砂災害の前兆現象を確認した際は、市役所等の情報を待つことなく避難を開始する。前兆現象については、安全確保のため、施設内から確認出来る範囲で把握し、市に報告する。

|  |
| --- |
| 土砂災害の前兆現象 |
| がけの表面に水が流れ出す | 樹木の根の切れる音がする |
| がけから水が噴き出す | 樹木の倒れる音がする |
| 小石がパラパラと落ちる | がけに割れ目が見える |
| がけからの水が濁りだす | 斜面がふくらみだす |
| がけの樹木が傾く | 地鳴りがする |

（3）避難方法

　　ア　○○○○（指定緊急避難場所）への避難の場合

・○○○○（指定緊急避難場所）への移動は、車によるものとする。

　必要車両：　　　台（利用者〇〇名・施設職員〇名）

・施設からの避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

イ　施設内避難の場合

　 ・施設の〇〇室への避難は、徒歩、車いすによるものとし、エレベータの使用は車いす利用者を優先する。

　 ・施設内の各部屋より避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

（4）避難経路

 ア　○○○○（指定緊急避難場所）へ避難の場合

・○○〇〇避難場所までの移動は、○○道路経由とする。

（経路図は、別紙１のとおり）

イ　施設内避難の場合

・施設館内の避難経路は施設内のエレベータおよび中央階段とする。

・停電時にはエレベータ停止することに留意する。

（経路図は、別紙２のとおり）

（5）施設周辺や避難経路の点検

ア　施設周辺の点検

・○○○○避難場所に移動する際、施設敷内の樹木や支障物が無いか点検を実施し、支障となる樹木は適宜剪定を実施する。

・施設内の移動時に支障となる物がないかを確認し、支障物は速やかに移動する。

イ　避難経路の点検

・○○○○避難場所までの避難経路を確認するとともに、大雨時に冠水して移動が困難になる箇所等をあらかじめ把握し、施設職員に情報を共有する。

（6）避難の実施

避難にあたっては、避難開始を館内放送等で「これより（どこへ）、（どうやって）避難を開始します」と、施設職員、利用者等に周知する。

５．避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

（1） 停電した時のため、自家発電装置（発電機）を導入し、発電機に必要な燃料などを備蓄し、維持管理に努める。

（2）情報収集及び伝達、避難誘導の際に使用する施設及び資器材として、次表に示すものを備蓄し、維持管理に努める。

　　 避難確保資器材等一覧

|  |
| --- |
| 備蓄品 |
| 情報収集・伝達 | □テレビ　　　□ラジオ　　□パソコン　□タブレット□携帯電話　　□懐中電灯　□乾電池等　□携帯電話用バッテリー |
| 避難誘導 | □名簿（職員・施設利用者）□案内旗等□タブレット　□携帯電話　□懐中電灯　□乾電池等□携帯電話用バッテリー　　□ビブス等 |
| 施設内の一時避難 | □水　（一人あたり　　ℓ）□食料（一人あたり　　食分）□寝具等　　　　　　　　　□防寒具等 |
| 高齢者用 | □おむつ　　　□おしりふき |
| 乳幼児 | □おむつ　　　□おしりふき　　　□おんぶひも等 |
| その他 | □常備薬　　　□タオル　　　　　□ゴミ袋□ウェットティッシュ |

６．防災教育及び訓練の実施に関する事項

（1）防災教育

施設管理者は、土砂災害の危険性や前兆現象等、警戒避難体制に関する事項について、施設職員に対して研修を行い、情報伝達や自主避難の重要性を理解するよう努める。研修は、訓練と合わせて実施を計画することを基本とする。

その主な内容は以下のとおり。

ア　土砂災害の前兆現象について

イ　情報収集及び伝達体制

ウ　避難判断・誘導

エ　本避難確保計画の周知

（2）訓練

避難訓練は研修と一連で実施することを基本とする。

また、全職員を対象に、机上訓練を含め土砂災害に対する避難確保計画の内容を把握するため行う。

ア　訓練内容

イ　情報収集及び伝達

ウ　避難判断

エ　避難訓練（要介護度に応じた避難手法、避難方法など）

（3）訓練の実施時期

訓練は、出水期前に行うとともに、下記も含め年間概ね１回以上行う。

ア　新規採用職員の研修及び訓練を実施する。新規採用職員の訓練は全職員を対象とした訓練と同時に実施することを基本とし、年度途中で新規採用者がある場合は、別途研修を計画し、机上訓練等を実施する。

イ　全職員を対象とした情報収集・伝達及び避難誘導訓練を出水期前（6 月まで）に実施する。

別　紙１

**○○○○（指定緊急避難場所）への避難経路図**

|  |
| --- |
|  |

別　紙２

**施設館内の避難経路図**

|  |
| --- |
|  |

別　紙３

**避難確保計画チェックリスト**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施設名 |  | チェック担当者名 |  |

１ 目的

２ 計画の適用範囲

３ 防災体制に関する事項

（１）職員の役割分担

□ 職員の配置、役割分担が記載されていますか。（誰が何をするか明確に）

□ 施設職員の参集基準を記載されていますか。

（連絡がとれない場合でも、施設職員が自発的に参集できるよう基準を明確にすることが必要です）

□ 施設関係者の連絡網を記載されていますか。

□ 関係機関緊急連絡先一覧表を記載されていますか。

（２）事前対策

□ 事前対策として、土砂災害が発生するおそれがある場合等、夜間当直職員の増員やデイサービスの運営（中止など）について記載されていますか。

（３）情報収集及び伝達

□ 情報収集の主な情報（土砂災害警戒情報、避難準備・高齢者避難開始に関する情報等）の収集方法を記載されていますか。

□ 情報伝達の内容、連絡先、伝達方法等について記載されていますか。

４ 避難誘導に関する事項

（１）避難誘導等

□ 土砂災害の指定緊急避難場所及び避難場所を確認し、記載されていますか。

（市町村指定の土砂災害に対する安全が確保される避難場所です）

□ （必要に応じて）指定緊急避難場所への移動が困難な場合の近隣の待避所を記載されていますか。

□ 立ち退き避難が危険な場合の施設内避難の場所を記載されていますか。

（施設内の上層階で、山からできるだけ離れた部屋等）

（２）避難の判断

□ 市役所等からの情報に基づく判断（基準）について記載し、避難開始基準を記載されていますか。

□ 自主避難の判断基準（土砂災害の恐れのある前兆現象等）について記載されていますか。

（３）避難方法

□ 避難方法について、指定緊急避難場所、施設内避難について記載されていますか。

□ 避難経路について、指定緊急避難場所、施設内避難について記載されていますか。

□ 施設周辺の点検について記載されていますか。

□ 避難経路の危険箇所等記載されていますか。

□ 避難開始の伝達方法、伝達の内容及び伝達先について記載されていますか。

５ 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

□ 避難の確保を図るための施設の整備について、平常時からの対策を記載されていますか。

□ 必要な備蓄資器材を記載されていますか。

６ 防災教育及び訓練の実施に関する事項

□ 防災教育の実施、開催時期などについて記載されていますか。

□ 防災訓練の実施、開催時期などについて記載されていますか。

７ その他

 避難確保計画の周知

□ 市町村へ避難確保計画を報告しましたか。

□ 関係機関に避難確保計画の周知をしましたか。

□ 避難確保計画を施設館内の見やすいところに掲示しましたか。